

令和3年度

富士商工会議所 1号議員補欠選挙 資料

富士商工会議所 総務部 総務課

## 【目次】

No.		ページ
1	選挙委員会名簿	P 1
2	【参考資料】役員・議員について	P 3
3	1号議員選挙施行要領	P 4
4	立候補届出用紙	P 6
5	候補者推薦届出用紙	P 7
6	履歴書用紙	P 8
7	1号議員選挙入場券（投票用紙引換券）	P 9
8	選挙入場券（投票用紙引換券）再交付請求書	P 11
9	選挙権数分割請求書	P 12
10	1号議員投票券	P 13
11	議員就任承諾書（参考：役員就任承諾書）	P 15

# 選 挙 委 員 会 名 簿

〈令和3年度 1号議員補欠選挙〉

選挙長	古 郡 英 治	富士商工会議所	(専務理事)
委 員	鈴 木 文 三	サンコー防災(株)	(監 事)
委 員	関 英 之	トンボ交通(株)	(監 事)
委 員	近 藤 洋 平	(株)近藤商店	(監 事)
委 員	志 村 晴 彦	(株)志村商店	(3号議員)

○ 富士商工会議所議員の選挙及び選任に関する規約【抜粋】

第2章 1号議員の選挙

第1節 選挙委員会

(選挙委員会)

第4条 1号議員(定款第35条第2項第1号に規定する議員。以下この章において「議員」という。)の選挙を施行するために選挙委員会を置く。

- 2 選挙委員会は、選挙長及び委員若干人をもって組織する。
- 3 選挙長は、本商工会議所専務理事をもってこれにあてる。
- 4 選挙長に事故あるときは、予め選挙長が指名したものがこれを代行する。
- 5 委員は、選挙人名簿に登録された会員で議員の候補者でない者のうちから選挙長が委嘱する。
- 6 選挙委員会は、選挙の施行に関し、第14条第2項、第31条第2項及び第35条で定めるもののほか、次の事項を行う。
  - ① 選挙施行に関する日程及び時間割編成
  - ② 選挙人名簿の確認
  - ③ 選挙施行に関する諸文書様式の制定
  - ④ この規約に定めあるものを除き、選挙の施行に関する手続の決定
  - ⑤ 投票場及び開票場の決定
- 7 選挙委員会の会議は、選挙長が招集し、かつ、その議長となる。
- 8 選挙委員会の会議は、選挙長のほか委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 選挙長は、委員のうちから選挙立会人若干人を選任する。

(異議の申立て)

第14条 選挙人名簿に関して異議があるときは、縦覧期間内に本商工会議所にその旨を文書をもって申し立てをすることができる。

- 2 異議の申し立てがあつたときは、選挙長は、直ちに選挙委員会を開き、審議決定し、これを異議申立人又は関係人に通知する。

(無投票当選)

第31条 第28条第1項及び第2項の規定による届出があった議員候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、又は同条第4項及び第5項により超えなくなったときは、投票を行わない。

2 前項の場合において選挙長は、直ちに選挙委員会を開き、議員候補者をもって当選人と定める。

(当選の無効)

第35条 当選人がその選挙に関してこの規約に違反したとき、又は不正の行為があったときは、選挙委員会の議を経て、その当選を無効とする。

※ 第4条第5項の「議員の候補者でない者」とは、1号議員に立候補しない者の意であり、2号議員又は3号議員に選任されることを禁止した条文ではない。

## 【参考資料】

## 役員・議員について

## ◎ 議 員

商工会議所法第41条に基づき定款第35条第2項第1号から第3号の規定により選挙・選任された者を議員という。

- ① 1号議員とは……定款第35条第2項第1号により選挙された議員をいう。  
選挙権は会員及び会員以外の特定商工業者、被選挙権は会員のみ。
- ② 2号議員とは……定款第35条第2項第2号により選任された議員をいう。  
部会が部会員の中から選任する。
- ③ 3号議員とは……定款第35条第2項第3号により選任された議員をいう。  
会頭が常議員の同意を得て会員のうちから選任する。

※ 各号議員は選任方法の相違だけで、権利・義務については同じである。

- 議員は会員（資格は、原則として商工業を営む個人・法人）の中から選任されるので法人が議員になる場合が多い。この場合、法人は会議等に出席して意見を述べる事は不可能なので、議員としての職務を代行する自然人が必要となる。
- 議員に選任された法人会員は、議員の職務を代行する議員代表者の届出を必要とする。  
議員代表者は、1議員1名であるが必ずしも社長・工場長等である必要はなく、実際の会議等に出席が可能な人が望ましい。
- 各号議員の定数は商工会議所法施行令第6条により、3号議員は全議員の15%以下、2号議員は同じく35%以下と定められているので、当所においては定款により1号議員70名、2号議員49名、3号議員21名となっている。
- 2号議員の部会に対する割り当ては、議員の選挙及び選任に関する規約第40条により、会頭が常議員会の意見を徴して定め、部会長に通知する。

## ◎ 役 員

※ 役員は、自然人であるので選任される場合は、議員会員の場合は議員代表者又は、議員でない法人会員の場合は会員の権利を行使する1人の者となる。

- 会 頭 …… 1名  
議員総会において、会員のうちから選任する。
- 副 会 頭 …… 4名  
会頭が、議員総会の同意を得て会員のうちから選任する。
- 専務理事 …… 1名  
会頭が、議員総会の同意を得て選任する。（会員である必要はない）
- 理 事 …… 2名 （任意機関であり、必要に応じて選任する）  
会頭が、常議員会の同意を得て選任する。（会員である必要はない）
- 常 議 員 …… 46名（法により全議員の3分の1以下）  
議員総会において、議員のうちから選任する。
- 監 事 …… 3名  
議員総会において、会員のうちから選任する。  
監事は、正副会頭・常議員・専務理事又は職員の職を兼ねる事は出来ない。

# 1号議員選挙施行要領

令和3年度  
富士商工会議所

## 1 選挙すべき1号議員の数

1人（1号議員定数70人）

## 2 選挙人

選挙人（選挙権を有する人）は、令和3年4月1日現在の会員及び特定商工業者で、令和3年5月14日の選挙人名簿縦覧期間最終日までに令和2年度の会費又は負担金を完納済の人です。

## 3 選挙権数

- ① 会員は令和3年4月1日現在の会費口数により、1口につき1個（最高は50個を限度とする）の選挙権を有します。  
ただし令和3年5月14日の選挙人名簿縦覧期間最終日までに令和2年度の会費を完納済であることを要します。
- ② 特定商工業者は、1個の選挙権を有します。  
ただし令和3年5月14日の選挙人名簿縦覧期間最終日までに令和2年度の負担金を完納済であることを要します。
- ③ 特定商工業者である会員の選挙権の個数は①と②を合わせた個数となります。

## 4 選挙人名簿

- ① 選挙人名簿は、令和3年4月1日現在の会員及び特定商工業者の選挙人資格を調査して作成します。
- ② 選挙人名簿には選挙人の氏名又は名称、住所又は所在地、営業の種類、会費の口数、会費の完納・未納の別及び選挙個数を記載します。  
ただし、特定商工業者については、選挙個数を記載しません。
- ② 選挙人名簿は、次により関係者の縦覧に供します。  
イ 縦覧期間 令和3年5月10日から5月14日まで  
ロ 縦覧場所 当商工会議所1階事務室総務課前カウンター
- ④ 選挙人名簿に関して異議のあるときは、縦覧期間内にその旨を文書で申し立てることができません。異議の申し立てがあったときは、直ちに選挙委員会で審議決定し、これを異議申立人又は関係人に通知します。
- ⑤ 選挙人名簿は、令和3年5月17日に確定します。

## 5 被選挙権者

被選挙権を有する人は、選挙人名簿縦覧期間最終日までに令和2年度の会費を完納した会員です。

ただし、個人会員の場合、下記に該当する者は被選挙権を有しません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 未成年者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者  
会員でない特定商工業者は被選挙権がありません。

## 6 立候補

- ① 1号議員の候補者となろうとする会員は、その旨を選挙長宛に届け出なければなりません。
- ② 法人その他の団体である会員は、その法人、団体の資格で立候補することになります。
- ③ 会員は、他の会員を本人の承諾を得て候補者として推薦することもできます。
- ④ 立候補の届け出及び候補者推薦の届け出にあたっては、それぞれ次の文書を添えて届け出て下さい。
  - イ 候補者が法人の場合 法人登記の抄本及び役員名簿各1通
  - ロ 候補者が団体の場合 団体を証する文書及び役員名簿各1通
  - ハ 候補者が個人の場合 市長村長の発行する身分証明書及び履歴書各1通
- ⑤ 立候補及び候補者推薦の届け出期間は、5月8日から5月19日までの12日間ですが、その間の事務局の勤務時間外は受付をいたしません。

立候補届、候補者推薦届の用紙は、商工会議所に備え付けてありますので、これを使用願います。
- ⑥ 候補者が都合により辞退される場合は、5月19日までに選挙長宛文書で届け出て下さい。

## 7 選挙費用の分担金

今回は分担金を徴収しません。

## 8 選挙の方法

候補者が定数を超えるときは投票により選挙を行い、定数を超えないときは投票を行わず、候補者は無投票当選となります。

## 9 投票

投票は次により施行します。

- ① 投票日及び時間・・・令和3年6月7日 午前10時から午後3時まで
- ② 投票場・・・富士市瓜島町82番地 富士商工会議所会館3階特別会議室
- ③ 選挙人・・・選挙人として選挙の投票を行う人は原則として有権者本人ですが、やむを得ない場合はその代理人でも投票できます。ただし、代理人である資格証明（資格証明は投票用紙引換券の所定の欄に記載して下さい）が必要です。
- ④ 投票用紙・・・選挙当日投票場で、選挙人又はその代理人に投票用紙引換券と引換にお渡しいたします。
- ⑤ 投票用紙引換券・・・選挙入場券を兼ねるもので、これは後日直接選挙人に対し郵便で送付します。
- ⑥ 選挙権数の分割・・・選挙人は、その有する選挙権数を分割して行使することができます。選挙権数を分割しようとするときは、5月14日までに、分割請求書に投票用紙引換券を添えて提出して下さい。分割請求書の用紙は商工会議所に備え付けてあります。
- ⑦ 投票用紙引換券の不着及び紛失・・・投票用紙引換券が選挙人に到着しない場合又は紛失した場合には、投票日の6月7日までに、再交付請求書を提出して再交付を受けることができます。再交付を行う時は、前の分は無効といたします。再交付請求書の用紙は商工会議所に備え付けてあります。
- ⑧ 投票方法・・・単記無記名式で、投票場において、投票用紙に自ら議員候補者1名の氏名を記載して行います。

## 10 開票

開票は、特に事情のない限り投票の終了した当日引き続いて行い、当選決定通知の発行及び当選人の告示も行います。

## 立 候 補 届

選挙長 古郡英治 殿

このたび令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙にあたり、

定款及び議員選挙並びに選任に関する規約を承認のうえ立候補いたしますので、  
お届けいたします。

令和3年 5月 日

住 所

---

TEL (        )     —  
FAX (        )     —

会員名(事業所名)

印

代表者役職氏名

印



## 候補者推薦届

選挙長 古郡英治 殿

このたび令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙にあたり、  
定款及び議員選挙並びに選任に関する規約を承認のうえ、下記会員を候補者として  
推薦いたしますので、お届けいたします。

候補者名 \_\_\_\_\_

令和3年 5月 日

【推薦者】

住 所 \_\_\_\_\_

TEL ( ) - FAX ( ) -

会員名(事業所名) \_\_\_\_\_ 印

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記候補者となることを承諾いたします。

令和3年 5月 日

【候補者】

住 所 \_\_\_\_\_

TEL ( ) - FAX ( ) -

会員名(事業所名) \_\_\_\_\_ 印

代表者役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 写 真

上半身ネクタイ着用  
カラー写真 5 cm × 5 cm  
2 枚用意して下さい。

## 履 歴 書

商 号.....

同所在地.....

氏 名.....

自宅住所..... TEL( ) - .....

生年月日 ..... 昭和・平成 ..... 年 ..... 月 ..... 日 生.....

最終学歴.....

## 〈経歴〉

年	月	日	最終学歴以降の主なものを記載して下さい。

## 〈公職〉

現職の内、主なものを記載して下さい。	

## 〈賞罰〉

年	月	日	過去3年間のものを記載して下さい。

## 〈その他〉

特 技	趣 味

## 1号議員選挙入場券（投票用紙引換券）

会 員		1号議員選挙入場券（投票用紙引換券）		名簿番号	
選 挙 人	住所又は 所在地	〒   印	選挙権数		
	氏名又は 名称		個	名簿 対照印	
			の内 個	投票用紙 交付印	
投 票	場所：富士市瓜島町 82 番地 富士商工会議所／日時：令和 3 年 6 月 7 日 10:00～15:00				
<b>証 明 書</b>					
本入場券持参者が令和 3 年 6 月 7 日施行の富士商工会議所 1 号議員選挙投票の代理人であることを証明します。					
令和 3 年 月 日					
※ 法人の場合は社印、団体の場合は 団体印、個人の場合は実印又は認印 を捺印下さい。					
住 所.....					
選挙人..... 印					
◎裏面の注意事項をよくお読み下さい。					

特定商工業者		1号議員選挙入場券（投票用紙引換券）		名簿番号	
選 挙 人	住所又は 所在地	〒   印	選挙権数		
	氏名又は 名称		1 個	名簿 対照印	
				投票用紙 交付印	
投 票	場所：富士市瓜島町 82 番地 富士商工会議所／日時：令和 3 年 6 月 7 日 10:00～15:00				
<b>証 明 書</b>					
本入場券持参者が令和 3 年 6 月 7 日施行の富士商工会議所 1 号議員選挙投票の代理人であることを証明します。					
令和 3 年 月 日					
※ 法人の場合は社印、団体の場合は 団体印、個人の場合は実印又は認印 を捺印下さい。					
住 所.....					
選挙人..... 印					
◎裏面の注意事項をよくお読み下さい。					

(裏面)

---

**【注意】**

- ① 本入場券は投票日当日、投票用紙と引換になるものです。引換に当たっては、必ず捺印欄にご捺印下さい。
- ② 選挙権数を分割するときは令和3年5月14日までに本入場券に所定の選挙権数分割請求書を添えて申し出て下さい。
- ③ 選挙人は選挙当日投票時間内に自ら選挙場に行き次の順序で投票します。
  - ① 選挙人名簿の対照を経て
  - ② 選挙入場券と引換に投票用紙の交付を受け
  - ③ 所定の場所で投票用紙に議員候補者1名の氏名（法人その他の団体にあつてはその名称だけ）を自書し（その他のことは記載しないこと）
  - ④ 選挙人自らこれを投票函に投函する。
- ④ 止むを得ない事由で投票ができないときは表面の証明書により他人に代理投票をさせることができます。その場合はかならず選挙人印（法人の場合は社印、団体の場合は団体印、個人の場合は実印又は認印）を捺印して代理者にお渡し下さい。（従って捺印欄の他、証明書欄の捺印箇所にも捺印が必要です。）

以 上

---

**【注意】**

- ① 本入場券は投票日当日、投票用紙と引換になるものです。引換に当たっては、必ず捺印欄にご捺印下さい。
- ② 選挙人は選挙当日投票時間内に自ら選挙場に行き次の順序で投票します。
  - ① 選挙人名簿の対照を経て
  - ② 選挙入場券と引換に投票用紙の交付を受け
  - ③ 所定の場所で投票用紙に議員候補者1名の氏名（法人その他の団体にあつてはその名称だけ）を自書し（その他のことは記載しないこと）
  - ④ 選挙人自らこれを投票函に投函する。
- ③ 止むを得ない事由で投票ができないときは表面の証明書により他人に代理投票をさせることができます。その場合はかならず選挙人印（法人の場合は社印、団体の場合は団体印、個人の場合は実印又は認印）を捺印して代理者にお渡し下さい。（従って捺印欄の他、証明書欄の捺印箇所にも捺印が必要です。）

以 上

## 選挙入場券（投票用紙引換券）再交付請求書

選挙長 古郡英治 殿

令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙投票に係る選挙入場券を次の理由により、再交付下されたく請求します。

◎ 紛失のため

◎ 到着しないため

令和3年 月 日

〒

住 所

会員名(事業所名)

代表者役職氏名

印

## 選挙入場券（投票用紙引換券）再交付受領書

名 簿 番 号		選 挙 権 数
会 員		個中の 個
特定商工業者		1 個

上記の選挙入場券正に受領いたしました。

令和3年 月 日

〒

住 所

会員名(事業所名)

代表者役職氏名

印

## 選挙権数分割請求書

選挙長 古郡英治 殿

令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙投票に係る選挙権数を下記の通り分割下されたく、選挙入場券を添えて請求します。

名簿番号 \_\_\_\_\_

選挙権数	分 割								計
個									

令和3年 月 日

〒 ー

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 会員名(事業所名)

\_\_\_\_\_ 代表者役職氏名

印 \_\_\_\_\_

## 選挙入場券（分割）受領書

上記の通り分割した選挙入場券を受領致しました。

令和3年 月 日

〒 ー

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 会員名(事業所名)

\_\_\_\_\_ 代表者役職氏名

印 \_\_\_\_\_

## 1号議員選挙投票券

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
1 個	

富士商工会議所

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
5 個	

富士商工会議所

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
10 個	

富士商工会議所

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
20 個	

富士商工会議所

---

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
30 個	

富士商工会議所

---

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
40 個	

富士商工会議所

---

投票券	令和3年6月7日施行の富士商工会議所1号議員選挙
選挙権数	※ 法人・団体の場合は、その法人名又は団体名だけを記入
50 個	

富士商工会議所

---



# 承 諾 書

私儀、富士商工会議所 1 号議員になることを承諾致します。

令和 3 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
 TEL < > -  
 FAX < > -

フリガ  
 会員名（事業所名） \_\_\_\_\_ 印（社印）

フリガ  
 代表者役職氏名 \_\_\_\_\_ 印（代表者印）

※ 議員が法人又は団体の場合のみ下記議員代表者を御記入下さい。

【議員代表者】 （注記参照）

フリガ  
 役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印（個人印）

〈連絡先〉

部・課		TEL	( )	-
担当者名		役 職		

注) 議員が法人・団体の場合、議員としての権利・義務を行う自然人が必要です。

この為、法人・団体に所属する自然人を、議員の職務を代行する人として議員代表者が必要になります。必ずしも、代表者である必要はありません。法人・団体を代表して会議等へ出席可能な方を選任願います。

尚、常議員等の役員は、自然人ですので、この議員代表者から選任されます。



# 議員代表者変更届

富士商工会議所

会頭 牧田一郎 殿

下記により、議員代表者を変更しますので届け出ます。

令和 年 月 日

議員名（事業所名） \_\_\_\_\_ 印

〔議員代表者変更内容〕

変更前	役職	
	氏名	
変更後	役職	
	氏名	印

〔変更年月日〕

令和 年 月 日付